大気汚染事故を未然に防ぎましょう

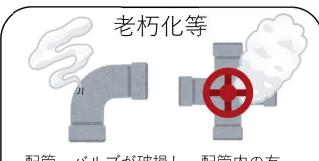
群馬県環境森林部環境保全課

大気汚染事故とは

ばい煙や有害な物質等が大気中へ排出される事故のこと をいいます。大気中へ排出された物質が周囲の生活環境に 影響を及ぼすこともあります。

〇群馬県内における大気汚染事故の事例





配管、バルブが破損し、配管内の有 毒ガスが大気中へ排出。





〇大気汚染事故を防ぐために、以下の事項に注意して ください。

・誤操作・・・・作業手順の明確化や複数人でのチェックを励行。

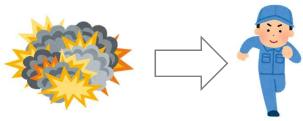
・老朽化等・・・・平常時から機材の点検や定期的な交換を実施。

・作業者の認識不足・・・作業手順の明確化や作業手順、厳禁作業等について教育を実施。

・停電 ・・・停電で事故に繋がる可能性のある反応装置等は非常 常用電源を配備。

- ・事故マニュアルの作成、訓練の実施
- ・緊急連絡先の確認

○それでも大気汚染事故が発生してしまったら







事故発生

①直ちに応急措置の実施、 速やかに復旧

②事故状況を 知事等へ通報

①応急措置、速やかな復旧

大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、特定物質※1を発生する施設(特定施設)、群馬県の生活環境を保全する条例に定めるばい煙特定施設、ばい煙特定物質※2を発生する施設(ばい煙特別施設)を事業場等に設置している者は、同施設について故障等の事故が発生し、ばい煙、特定物質又はばい煙特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するように努めなければなりません。(同法17条第1項、同条例第25条第1項)

②事故時の通報

上記の者は、直ちに、事故の状況を**県知事**又は**中核市長に通報**しなければなり ません。(同法第17条第2項、同条例第25条第2項)

※1特定物質:アンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、 燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、ピ リジン、フェノール、硫酸(三酸化硫黄を含む。)、弗化珪素、ホスゲン、二酸化セレン、クロル スルホン酸、黄燐、三塩化燐、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化燐、メルカプタン

※2ばい煙特定物質:トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トルエン、キシレン、クロム酸

〇連絡先 (通報先)

名称	所在地	連絡先	担当地域
前橋市役所	〒371-8601	027-898-6294	前橋市
環境政策課	前橋市大手町2丁目12-1		
高崎市役所	〒370-8501	027-321-1251	高崎市
環境政策課	高崎市高松町35-1		
中部	〒371-0051	027-219-2020	伊勢崎市、渋川市、北
環境事務所	前橋市上細井町2142-1		群馬郡、佐波郡
西部	〒370-0805	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中
環境森林事務所	高崎市台町4-3		市、多野郡、甘楽郡
吾妻	〒377-0424	0279-75-4611	吾妻郡
環境森林事務所	吾妻郡中之条町大字中之条町664		
利根沼田	〒378-0031	0278-22-4481	沼田市、利根郡
環境森林事務所	沼田市薄根町4412		
東部	〒373-0033	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林
環境事務所	太田市西本町60-27		市、みどり市、邑楽郡
群馬県	〒371-8570	027-223-1111	_
環境保全課	前橋市大手町1-1-1	(土日・夜間)	